

広島県選挙管理委員会告示第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十六年三月十三日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

選挙区	三分の一の数
広島市中区	三五、三二八
広島市東区	三二、三九〇
広島市南区	三七、七三六
広島市西区	四九、八八一
広島市安佐南区	六〇、七六〇
広島市安佐北区	四一、〇一三
広島市安芸区	二一、二〇四
広島市佐伯区	三六、六八九
呉市	六五、七六七
竹原市豊田郡	一〇、二三一
三原市世羅郡	三二、〇三〇
尾道市	四〇、一一二
福山市	一二五、八四四
府中市神石郡	一四、六八八
三次市	一五、三四五
庄原市	一〇、九一八
大竹市	七、九二〇
東広島市	四七、五九八
廿日市市	三一、九三三
安芸高田市	八、五七四
江田島市	七、四五七
安芸郡	三一、五二七
山県郡	七、四二七